

平成18年度  
杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書  
(5月分)

平成18年9月

杉 並 区

## 目 次

	ページ
はじめに	1
平成 18 年度杉並中継所に関するモニタリング調査結果 (5 月分)	2
1 調査日・地点・項目	2
2 調査結果	3
①排気・大気関係 (ベンゼンなど 23 項目)	4
②排水関係 (カドミウム、pH など 12 項目、槽内空気の硫化水素など 2 項目)	5
<資 料>	
図 1 排気・換気関係調査位置	6
図 2 排水関係調査位置	7
図 3 周辺 4 地点の調査位置	8

## 平成 18 年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果 (5 月分) 報告書

○はじめに

杉並中継所に関する調査は、平成 12 年 4 月に杉並区に移管されて以来、平成 12 年度には環境点検調査と環境モニタリング調査 1 回、平成 13 年度、14 年度は各 4 回、15 年度は 7 回、16 年度は 6 回、17 年度は 4 回の環境モニタリング調査を実施しました。

平成 18 年度の環境モニタリング調査では、今までの調査方法を継続し 4 回の調査を実施します。

各回の調査項目などは、表 1 のとおりです。

表 1 平成 18 年度杉並中継所モニタリング調査

項目	場所	調査項目	5 月	8 月	11 月	2 月
排気 換気	中継所	VOC16 項目	○	○	○	○
		その他 7 項目	○	○	○	○
		ダイオキシン類		○		○
大気	周辺 4 地点	VOC16 項目	○	○	○	○
		その他 7 項目	○	○	○	○
	対照 2 地点	VOC16 項目		○		○
		その他 7 項目		○		○
排水	中継所	重金属等	○	○	○	○
		空気 2 項目	○	○	○	○

VOC16 項目：ベンゼン、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、トルエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、アセトニトリル、パラジクロロベンゼン、アルデヒド類

その他 7 項目：フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、トルエンジイソシアネート、水銀、硫化水素、硫化メチル、二硫化炭素、酸化エチレン

## 平成18年度杉並中継所に関するモニタリング調査結果（5月分）

### 1 調査日・地点・項目

- ①調査日 平成18年5月24日（水）
- ②調査地点 ○杉並中継所  
○周辺4地点（杉並中継所の周辺約200メートルの4地点）
- ③調査項目 ・排気・大気関係（ベンゼン、トルエン類など23項目、  
排ガス速度、排出ガス量）  
・排水関係（カドミウム、pHなど12項目、槽内空気  
の硫化水素など2項目）

#### 調査の概要

5月24日 （水）	排気・大気関係 （ベンゼンなど）	・杉並中継所（排気塔・換気塔） 9時30分～14時30分 （※11時30分～12時30分を除く） ・周辺4地点 8時30分～14時30分 ・杉並中継所（床排水槽、排水処理後、地下 10時～12時 汚水槽） ・公共下水流路 10時～11時
	排水関係 （カドミウムなど）	
当日の気象	5月24日 北～南南東の風 1.0～2.6m 晴れのち曇り	

## 2 調査結果

### ①排気・大気関係（ダイオキシン類を除くベンゼンなど 23 項目）

[杉並中継所排気塔・換気塔]

東京都環境確保条例による規制基準のある 11 項目は、すべて基準値未満の濃度でした。（表 2）

[杉並中継所の周辺 4 地点]

環境基準のある 4 項目は、すべて基準値未満の濃度でした。（表 2）

### ③排水関係（カドミウム、pH など 12 項目、槽内空気の硫化水素など 2 項目）

排水処理後、すべての項目で下水排除基準または悪臭防止法の基準の範囲内でした。（表 3）

槽上部の空気調査を地下汚水槽と公共下水道で実施し、結果は 17 年度と同程度の濃度でした。（表 4）

## 資料

図 1 排気・換気関係調査位置、図 2 排水関係調査位置

図 3 周辺 4 地点の調査位置

表2 平成18年5月 排気・大気(換気塔・排気塔、周辺4地点)

項目	排気塔系 脱臭塔入口	排気塔	コンテナ ストックヤード系 活性炭前 (EF-1)	コンテナ ストックヤード系 活性炭前 (EF-2)	プラットホーム系 活性炭前 (EF-3)	換気塔	規制基準 (4)	周辺東	周辺西	周辺南	周辺北	環境基準	単位
1 ベンゼン	2.1	29	1.4	1.3	1.7	1.6	100000	1.1	1.4	1.0	1.0	3	μg/m <sup>3</sup> (N)
2 ジクロロメタン	860	160	290	99	23	27	200000	2.1	2.0	2.0	2.1	150	μg/m <sup>3</sup> (N)
3 1,1,1-トリクロロエタン	44	1100	10	4.7	2.2	16	—	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
4 トリクロロエチレン	5.1	<0.6	1.7	1.5	1.7	0.9	300000	1.3	1.3	1.3	1.3	200	μg/m <sup>3</sup> (N)
5 テトラクロロエチレン	6.8	<0.8	1.3	1.1	1.0	1.2	300000	<0.8	1.0	0.8	1.2	200	μg/m <sup>3</sup> (N)
6 アクリロニトリル	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
7 塩化ビニルモノマー	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	100000	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
8 クロロホルム	2.0	3.0	0.8	<0.6	<0.6	<0.6	200000	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
9 1,2-ジクロロエタン	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	200000	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
10 1,3-ブタジエン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
11 トルエン	180	2100	68	44	43	330	200000	13	18	13	81	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
12 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	—	<0.1	—	—	—	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
13 アセトアルデヒド	92	22	33	19	12	15	—	5	7	7	5	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
14 ホルムアルデヒド	7.2	1.9	7.2	6.4	7.6	8.2	70000	6.4	11	7.3	6.4	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
15 水銀(ガス状)	—	<0.05	—	—	—	<0.05	—	0.003	0.003	0.003	0.003	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
16 トルエンジイソシアネート	—	<0.5	—	—	—	<0.5	—	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
17 アセトニトリル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
18 硫化水素	—	<0.2	—	—	—	<0.2	—	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
19 硫化メチル	—	<0.3	—	—	—	<0.3	—	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
20 パラジクロロベンゼン	9.6	2.2	3.5	2.2	3.6	1.5	—	1.9	2.7	2.9	1.8	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
21 二硫化炭素	—	<0.4	—	—	—	<0.4	100000	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
22 酸化エチレン	—	0.2	—	—	—	0.2	90000	0.1	0.2	0.1	0.2	—	μg/m <sup>3</sup> (N)
23 アルデヒド類	100	30	45	30	25	29	0	16	21	18	14	—	μg/m <sup>3</sup> (N)

(注1) 環境大気の単位は、μg/m<sup>3</sup>(N)をμg/m<sup>3</sup>(20°C)と読み替えること。

(注2) 「15 水銀(ガス状)」の定量下限値は、環境大気については0.002μg/m<sup>3</sup>とする。

(注3) 「23 アルデヒド類」は、以下のアルデヒドの総和である。

2,4-DNPH誘導体化捕集・GC/MS法により分析するアルデヒド

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、n-ブチルアルデヒド、  
iso-ブチルアルデヒド、n-パレールアルデヒド、iso-パレールアルデヒド、アクロレイン、

(注4) 規制基準は「東京都環境確保条例」に基づく排出口の基準(mgをμgに換算)

容器捕集 GC/MS法により分析するアルデヒド

n-ヘキサナル(n-カプロンアルデヒド)、n-ヘプタナル(n-エントアルデヒド)  
n-オクタナル(n-カプリルアルデヒド)

表3 平成18年5月 排水系

	項 目	床排水槽	排水処理後	地下汚水槽	公共下水道	下水排除基準(注)	単位
1	カドミウム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	mg/L
2	鉛	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.1以下	mg/L
3	銅	1.0	0.01	0.01	0.02	3以下	mg/L
4	亜鉛	1.6	<0.03	0.03	0.09	5以下	mg/L
5	シアン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	mg/L
6	総水銀	0.0031	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	mg/L
7	1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3以下	mg/L
8	硫化水素	0.0012	<0.0005	<0.0005	<0.0005	※0.1以下	mg/L
9	硫化メチル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	※0.3以下	mg/L
10	pH(測定時水温℃)	7.0(20.1)	7.8(19.9)	8.9(20.3)	8.2(19.9)	5を超え9未満	—
11	ふっ素	0.19	0.25	<0.08	<0.08	8以下	mg/L
12	ほう素	0.3	0.2	<0.1	0.1	10以下	mg/L

(注)No8の硫化水素とNo9の硫化メチルは悪臭防止法による基準

表4 平成18年5月 槽内ガス調査

	項 目	地下汚水槽	公共下水道	単位
18	硫化水素	1.1	<0.2	$\mu\text{g}/\text{m}^3(\text{N})$
19	硫化メチル	5.1	<0.3	$\mu\text{g}/\text{m}^3(\text{N})$

図1 排気・換気関係調査位置

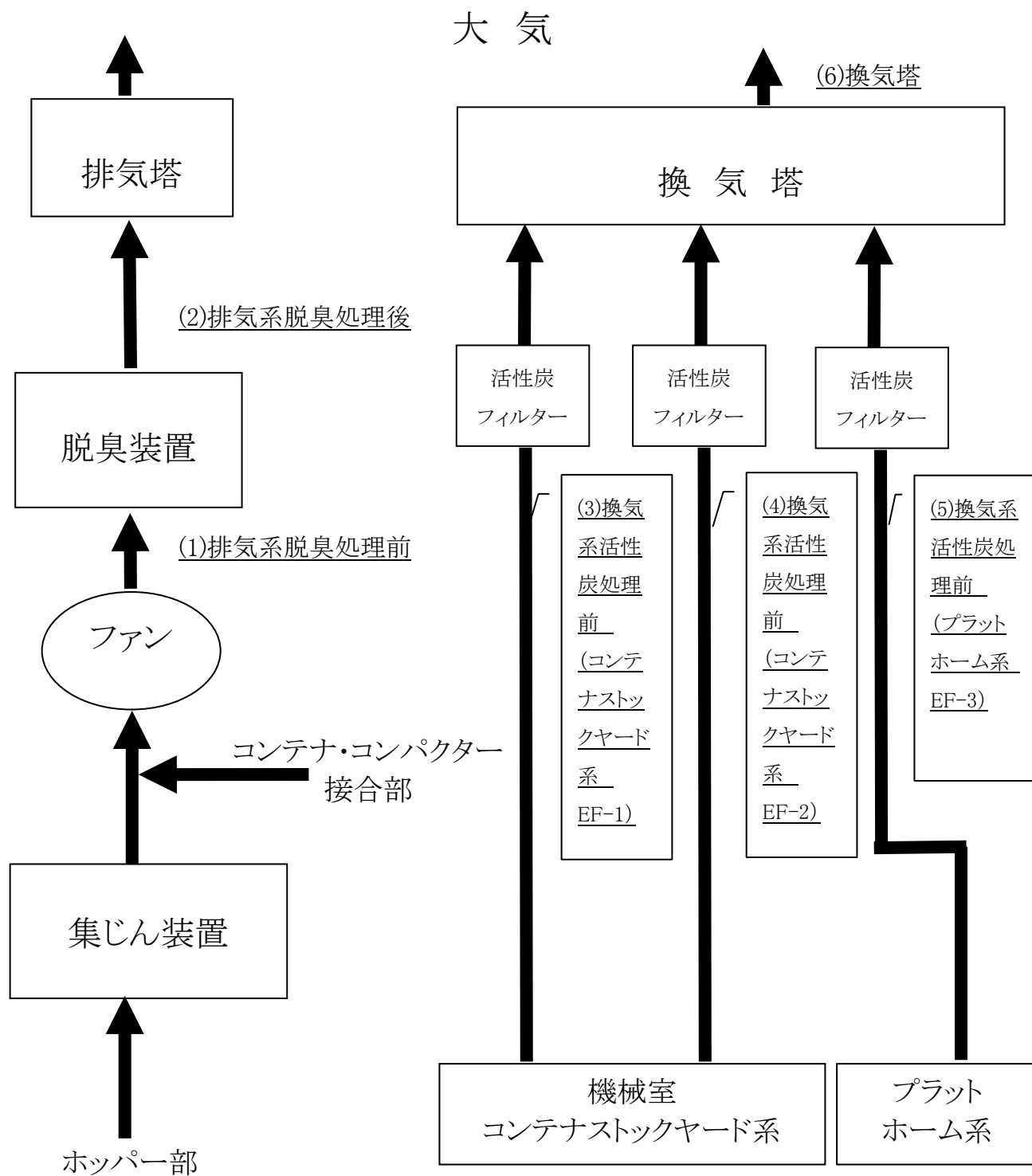
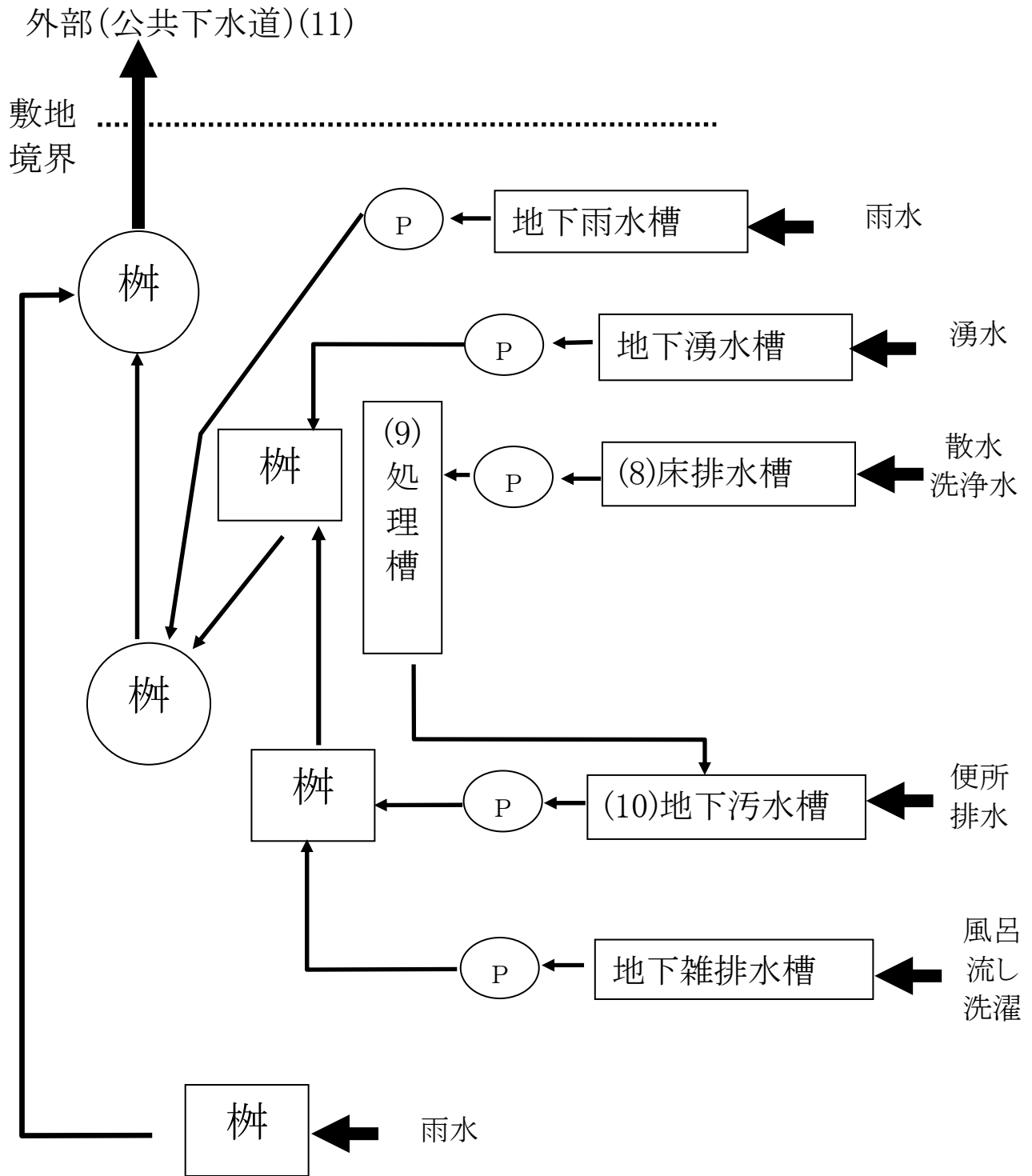


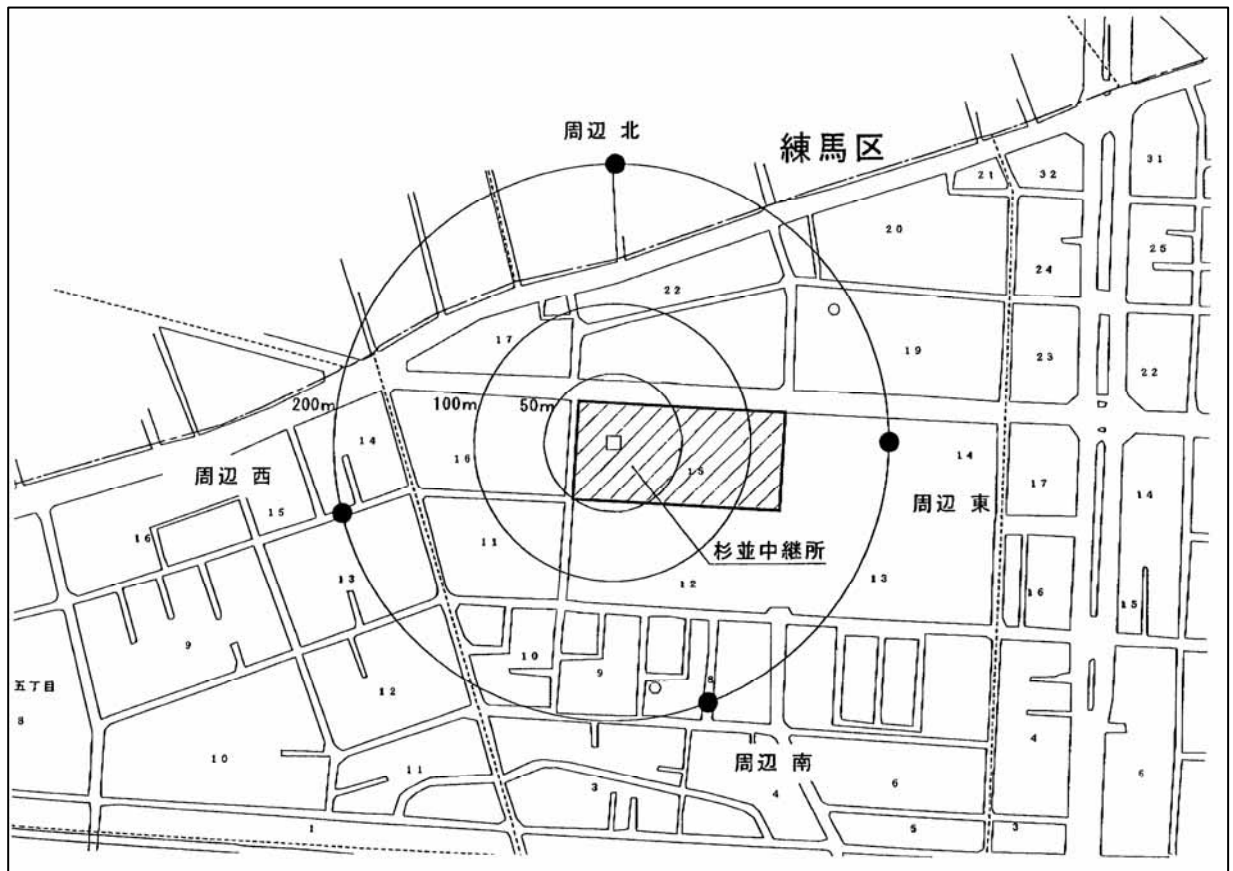


図2 排水関係調査位置



注) Pはポンプを示す

図3 周辺4地点の調査地点図



平成18年度

杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書（5月分）



平成18年9月発行

編集・発行 杉並区環境清掃部環境課  
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
電話 (03)3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

18-0017(2)

この冊子は再生紙を使用しています。